

BTO方式：Build-Transfer-Operate

BOT方式：Build-Operate-Transfer

## 現状・背景

▶民間事業者が公共施設等を建設、管理運営し、事業期間終了後に施設等の所有権を公共に移転するBOT方式は、創意工夫が発揮しやすいとともに、施設所有に係るリスクが軽減されるなどのメリットがあることから、**庁舎、給食センター、公立学校など主に公共からのサービス購入料で運営する施設に限り**、H17年から**課税標準の2分の1の特例**が認められている。

▶しかし、BOT方式の事業数はあまり伸びておらず、**BOT方式は直近5年で5件の増加**（PFI事業全体では直近5年で件数は約200件増加）にとどまっている。

▶民間事業者へのヒアリングによれば、

- ・課税標準を2分の1にする特例では、あまり効果がない
- ・現在は非収益施設に限定されているため、対象施設が絞られてしまう

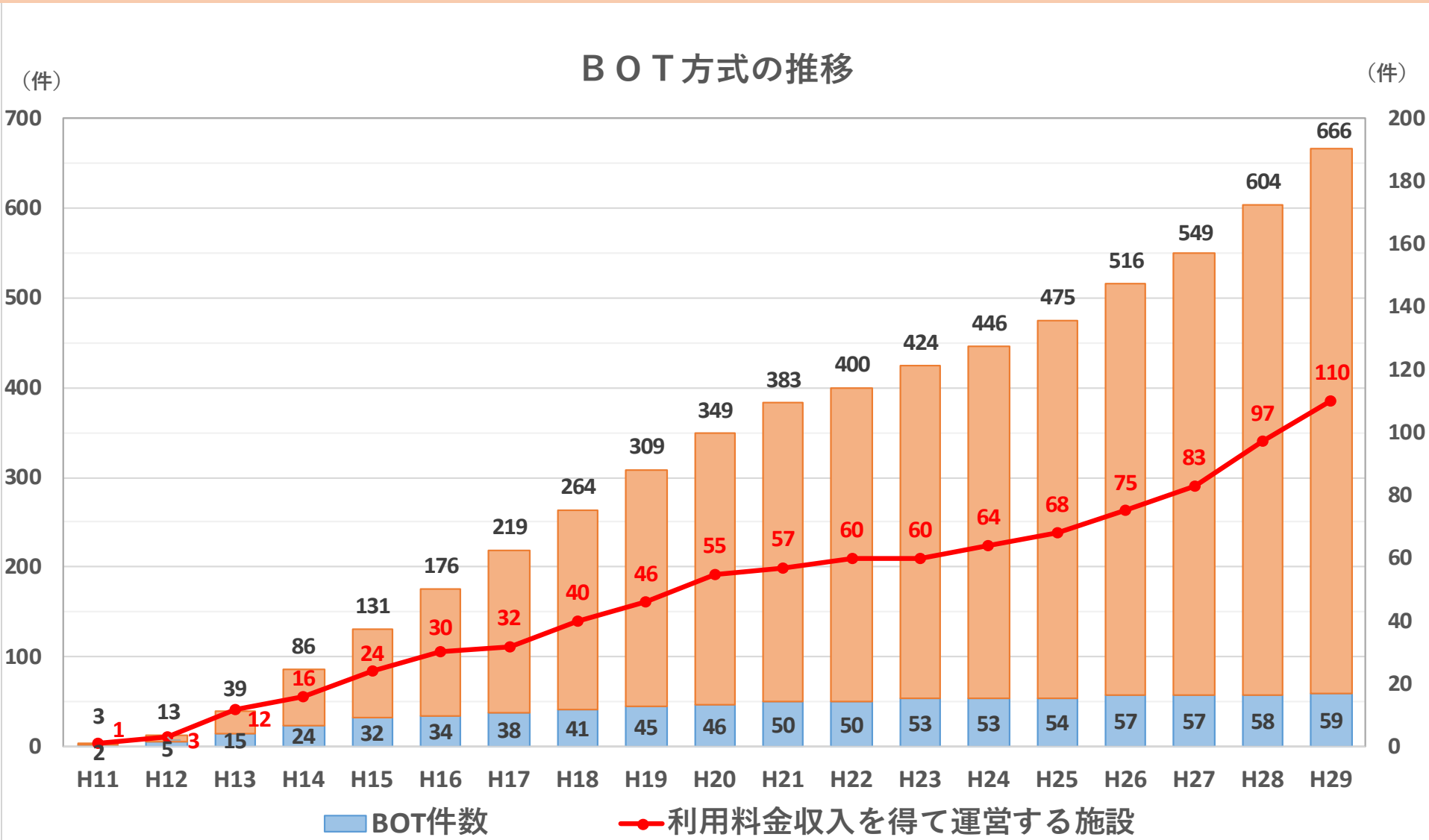
▶**BOT方式は市民ホールや会議場、体育館、福祉施設などの利用料金収入を得て運営する施設において柔軟に施設を改修できるなどの効果**があるにもかかわらず、**これらの施設の直近5年での増加件数が約40件のうち、BOT方式による整備は0件**である。これは、税制の特例措置の対象から外れていることも主な要因と考えられる。

## 施策の方向性(案)

▶PFIにおけるBOT方式のシェアを増やし、一層の民間の創意工夫を引き出すため、**BOT税制の特例措置の拡充**を検討すべきではないか。

特に、市民ホールや会議場、体育館、福祉施設など**利用料金収入を得て運営される公共施設こそ、民間の創意工夫が発揮されやすく、BOT方式による整備が有効**と考えられるため、BOT税制の対象に含める必要があるのではないか。

# (参考) PFI事業におけるBOT方式の推移



○ 実施方針公表件数666件のうち、59件でBOT方式によるPFI事業を実施(H30年3月末現在)  
○ 利用料金収入を得て運営する施設※は増加(H29:110件)しているにも関わらず、BOT方式はPFI事業全体の約1割にとどまっている。※文化施設、スポーツ施設、複合施設、観光施設、MICE施設など